



第463号 平成29年2月1日

発行所 京都市学校医会

京都市中京区間之町通竹屋町下ル

楠町601-1 こどもみらい館 2階

TEL (075) 256-0351

FAX (075) 241-3568

発行人 林 鐘 声

京都市の学校検尿

京都府医師会学校検尿事業委員会

委員長 川 勝 秀 一

去る1月15日、神戸で開かれた第65回近畿医師会連合学校医研究協議会総会に参加し、「京都市学校検尿10年の結果と尿蛋白定量導入の試み」を発表してきました。

京都市では、平成16年から「京都市学校検尿マニュアル」に沿った管理指導が行われるようになりました。それから平成25年度まで10年の結果を報告しました。また平成26年度からはマニュアルを改訂し、二次検尿に尿沈渣に代えて尿蛋白/クレアチン比を用いることにしたのでその結果も報告しました。

まず10年間のまとめですが、京都市学校検尿対象者数は毎回10万人余りで、一次検尿の受検率は平均98.64%でした。二次検尿の受検率は、平均86.82%と期待していたより低値でした。

学校種別男女別の結果では、受検者数の多い小学校、中学校、高校を比較すると、一次検尿陽性率は小学校で0.96~1.65%、中学校で4.32~6.58%、高校で3.10~5.69%、二次検尿陽性率はそれぞれ0.21~0.33%、0.51~0.79%、0.26~0.70%といずれも中学校で高値となっていました。男女別ではいずれの学校種でも女兒の陽性率が高く、これには生理の関与していることが考えられました。

二次検尿陽性者の内訳では、微少血尿群が1,353例32.5%、無症候性血尿が790例20.0%、無症候性蛋白尿が1,723例41.3%で、血尿・蛋白尿を共に認めたのは302例7.2%でした。

発見された疾患は72例で、病型診断が確立しているものとしてはIgA腎炎が10例、膜性増殖性腎炎2例、紫斑病腎炎2例、非IgA増殖性腎炎1例、膜性腎症1例、ネフローゼ症候群1例でしたが、報告症例のほとんどの55例が腎炎症候群となっていました。腎炎症候群には、病名欄に腎炎と記載されてい

るが病型診断の記入されていないものや、腎炎疑いなどを含みます。腎炎症候群とされた中にはその後腎生検が施行されたものも多いと思われませんが追跡調査はできていません。

平成25年度までは、二次検尿陽性で精密検査医療機関受診の対象者を沈査赤血球（5以上/視野）と試験紙法の尿蛋白（±以上）で選抜していたのを、平成26年度以降は、試験紙法の潜血（+以上）と尿蛋白/クレアチニン比（0.3以上）で行うよう変更しました。

その結果、二次検尿陽性率以前の平均0.395%から0.577%と明らかに増加しました。さらに二次検尿陽性者中の精密検査対象者数も以前の30.5人から、26・27年度は平均178人と明らかに増加しました。28年度はカットオフ値を0.3から0.5に上げたため、少し減って80人になっています。

もう一つ明らかになったのが検査機関による差です。いかがくは血尿蛋白尿でビケンの1.5倍、高度蛋白尿では1.9倍の陽性率となっていました。

発見された疾患は、IgA腎炎が1例、紫斑病腎炎1例、溶連菌感染後腎炎1例、ネフローゼ症候群1例、腎炎症候群16例と最近の尿蛋白定量を採用した後も総数も発見された腎疾患の種類もほとんど差はありませんでした。高度蛋白尿のみで発見されたのはネフローゼ症候群の1例のみでした。

無症候性蛋白尿の中には先天性的腎尿路異常や一部の腎炎が含まれており、これらを三次検尿医療機関から精検医療機関を受診してもらうシステムに変更することにより、発見の精度を上げたいと考えましたが、今のところ成果は上がっていないようです。今後の在り方についてさらに検討していきたいと思えます。

近医連学校医研究協議会総会の午後の特別講演を聞いて

福西小学校医 奥村正治

本年の講演は、平成28年2月29日付けの「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について」という文章が、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課からの通達により、教育現場で、一定の条件はあるが、発作時の坐薬挿入が、可能となったのを受け、小児神経学専門の神戸大学大学院保健学研究科教授の高田哲先生の「通常学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について」- けいれん発作対応の現状と課題 - という演題で進められました。

学校において教職員が・・・は先行して食物性アナフィラキシーショック時のエピペン使用があり、その方向で今回の坐薬もと思っていたが、方向性からいくとそうではないようである。平成17年に介護サービスの領域等で、原則として医療行為ではないと考えられるものを医政局長通達の中で列举した。皮膚への軟膏の塗布、皮膚への湿布の貼布、点眼薬の点眼、一包化された内服薬の内服、肛門からの坐薬の挿入、鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助する事があげられている。又、事前の本人または家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分した医薬品に限られ、医師、歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上でと限定はされているものの、この通達が徐々ではあるが範囲を広げている様です。

今回の学校におけるてんかん発作時の坐薬の挿入は、「学校現場等で児童生徒がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に」としている。①ひきつけの原因がてんかんである。②処置は発作後であり、予防的なものを含まない。③生命の危険な状態である。という前提のもとⅠ) 事前に医師から書面で、坐薬を使用する必要性が認められる児童生徒である事。坐薬の使用の際の留意事項が明記されている。Ⅱ) 坐薬挿入の依頼を、保護者が学校に具体的に使用するにあたり、保護者が医師から指導された留意事項などが書面を渡して説

明がなされている。Ⅲ) 坐薬挿入をする職員に対しては、坐薬を必要とする児童生徒本人である事を改めて確認し、留意事項の署名記載事項を遵守する。衛生上の観点より、手袋を装着する。Ⅳ) 坐薬挿入後は、必ず医療機関を受診する。等を決めている。

又、厚生労働省医政局医事課長からの医師法第17条の解釈について(回答)の中で、てんかんという疾病の特性上、学校現場において児童生徒のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強くお願いする。とも明記されています。

又、今回の通達は、幼稚園、保育園の園児には対象となっていない。と話され、てんかんの発作にのみ適応で熱性ケイレンの発作等には適応していない点ははっきりしました。

今までの学校の状態は、てんかん発作を持ちながら学校に通学している児童生徒は存在するが、文科省も含め、実態はつかめておらず、坐薬等を親が希望するまま学校で預かっているという学校もあり、実際発作があり、保護者や教職員が坐薬の挿入を行なったというケースもあるようである。坐薬挿入の件は医師法違反とはならないという通達は出たが、学校教職員に対して、てんかんの知識を普及する。学校での教職員が判断の基準とできる坐薬挿入や頓服服用のガイドラインを設ける。の課題を示され、講演のしめくくりとなりました。

てんかん重積状態の定義そのものが改めて議論されているようであり、この学校現場において坐薬挿入に関して一定の方向性は出ましたが、医学界主導で坐薬挿入の話題にはなっておらない気がします。この思いは私だけでしょうか？

一定の方向が出ましたので、学校医の先生方は学校教職員、保護者の方々に方向性(①②③ⅠⅡⅢⅣ)に適応した御指導をお願いいたしたいと存じます。(京都市教育委員会の指針も同様ですが)

学校医の複数配置基準の緩和について

会長 林 鐘 声

随分と堅いタイトルですが、つまる所は、現在900人程度以上で2人校医制を検討するとしているのを、701人以上とするという話です。実現すれば、小中高で11校が新たに2人校医となります。

以前から800人近い中学校の校医から、もう1人校医が欲しいとの要望がありましたが、京都市教育委員会からは前向きの解答は得られずに今日まで来ていました。

昨年4月に始った運動器検診のため、それでも時間のやりくり困難な学校、とくに高校では時間的、体力的に厳しい負担を強いられる所も出てきました。学校医によってはポケットマネーで応援医師を招いたりしたようです。昨年6月の京都市教育委員会との懇談会でサポート検診医の導入の検討を要望したのは、こうした事情によります。しかし、これが制度として固ってしまうと学校医の複数配置基準の据置きにつながりかねないとの危惧のため、

途中から複数配置基準の緩和の検討に切り換えて要望してきました。

今回の701人という数字はサポート検診医を置く基準値から出たもようです。即ち、運動器検診の導入によって検診に平均して1.3倍時間がかかるようになったことを勘案した900人÷1.3であり、それで収まりが良かったということでしょう。

市議会で予算の承認が得られれば、昨年度より小中学生の心電図検診が省略4誘導心電図から基準12誘導心電図へ切り換えたことに引き続いての予算措置ということになります。京都市教育委員会の学校保健に対する深い配慮に感謝するところです。

皆様がこれを読む2月下旬には本決りしています。29年度の予算が通った暁には、学校医の人選に至急に取組まなければなりません。3月中にとしたいのは山山です。皆様方の口添えも頂きながら進めていきたいと考えていますので、是非、宜しくお願いします。

平成29年度の運動器検診の実施に当って

会長 林 鐘 声

四肢(運動器)の状態の検査マニュアル(平成28年度版)は、もう1年、そのまま修正せずに使用します。

内科校医と整形外科校医のいる総合支援学校においては、内科校医からは在籍する児童生徒の基礎疾患からして運動器検診の必要性に疑問ありとする意見、整形外科校医からは意義が乏しいばかりでなく本来の仕事である整形外科検診に支障をきたすとの指摘を頂いています。また、保護者のなかには、四肢の状態の検査問診票に答えることに不快感を持たれた方もいたそうです。29年度については、養護教諭と2人の学校医で協議して、学校内の事情に合わせた、実質的で円滑に進む検診手順を決めて下さい。その結果を改めて教えて頂き、平成30年度の検診に活かしていきたいと考えています。

昨年の検診結果は健康診断票に記入されていますが、パソコンで管理されています。検診時に昨年の

結果の確認をとるには時間・手間がかかることとなりますので、検診当日に結果を参考としたいとお考えの時は、多くの学校医がそう考えているとは思いますが、前もって養護教諭に結果の一覧の資料提供を依頼して下さい。このことも含めて、事前の打ち合わせをして、検診手順を決めておくことをお勧めします。

また、校医ニュースで発表してきました平成28年度の京都市立学校の運動器検診結果を今回まとめましたので、学校医会事務局から皆様方にメールで渡せるように準備しました。学校保健委員会や、事前打ち合わせの資料として活用することも出来ると思います。

やり始めたばかりの検診です。もう1年、このまま進めますが、いろいろとある不備については、またお知らせください。

第 8 回 常任理事会

平成29年1月14日

於：建仁寺 祇園丸山

出席者 林会長，竹内・井本副会長，杉本専務理事，大久保・山内・安野・西村各常任理事，佐野眼科学校医会副会長，鈴木耳鼻咽喉科専門医会理事，奥村副議長，長村監事

・会長挨拶

<報告事項>

1. 色覚相談 12/6, 12/13, 1/10
2. 精神衛生研究会 12/8, 1/12
3. 第31回京都市小学校「大文字駅伝」大会
事前健康診断 12/10, 12/17
4. 腎臓相談 1/10
5. 京都府歯科医師会 新年互礼会 1/11
於：京都府歯科医師会口腔保健センター
6. 平成28年度 冬季養護教員研修会
於：京都市総合教育センター
7. 常任理事交代について
8. その他

<協議事項>

1. 第31回京都市小学校「大文字駅伝」大会
医師配置について 2/12
於：京都市勧業館みやこめっせ
2. 新任校医研修会について 3/23
於：こどもみらい館
3. 全理事会について 4/6 14:00～
於：こどもみらい館
4. 感染症の予防接種・既往歴調査票について
5. 第66回指定都市学校保健協議会について
5/20, 5/21 於：大阪府堺市
6. その他

<関連学会・各種協議>

1. 第65回近畿医師会連合学校医研究協議会総会
1/15 於：兵庫県神戸市
2. 色覚相談 1/17, 1/24, 1/31
3. 平成28年度文部科学省補助事業 喫煙，飲酒，
薬物乱用防止に関する指導参考資料研修会
1/20 於：京都市総合教育センター
4. 腎臓相談 1/3 1
5. 第9回常任理事会 2/2
6. その他

第 9 回 常任理事会

平成29年2月2日

於 事務局

出席者 林会長，竹内・井本副会長，杉本専務理事，東道・山内・安野・川勝・中嶋各常任理事，佐野眼科学校医会副会長，鈴木耳鼻咽喉科専門医会理事，奥村副議長，長村監事

・会長挨拶

<報告事項>

1. 第65回近畿医師会連合学校医研究協議会総会
1/15 於：兵庫県神戸市
2. 色覚相談 1/17, 1/24, 1/31
3. 平成28年度文部科学省補助事業 喫煙，飲酒，
薬物乱用防止に関する指導参考資料研修会
1/20 於：京都市総合教育センター
4. 整形外科医会理事会出席 1/28
5. 腎臓相談 1/31
6. 中嶋 毅常任理事就任
7. その他

<協議事項>

1. 定期健康診断時欠席者の診察のあり方について
2. 学校医の複数配置について
3. 新任校医研修会について 3/23
於：こどもみらい館
4. 全理事会について 4/6 14:00～
5. その他

<関連学会・各種協議>

1. 一般社団法人京都府医師会新春賀詞交歓会
2/4 於：ホテルグランヴィア京都
2. 色覚相談 2/7, 2/14, 2/21, 2/28
3. 精神衛生研究会 2/9
4. 第31回京都市小学校「大文字駅伝」大会
2/12 於：京都市勧業館みやこめっせ
5. 京都市中学校選手権総合体育大会
ラグビーフットボール 2/18, 2/25
於：宝ヶ池球技場
6. 京都府医師会学校医部会総会 2/23
於：京都府医師会館
7. 東山支部会 2/26 於：日航プリンセス
8. 校医・小児科医感染症講演会 3/4
於：ANAクラウンプラザホテル京都
9. 第10回常任理事会 3/4 14:00～
10. その他